

あなたの会費が社協をささえます

平成24年度社協会員の加入にご協力をお願いします

8月は社協一般会費納入月間 〈1世帯1,000円〉



社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的に、すべての都道府県と市区町村に設置されています。

その理念は、地域のだれもが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らし続けることができる「ふくしのまち」をつくることです。

しかし最近では、少子高齢化に加え、若い世代にも単身世帯が増えるなど、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

そのような中、住民のだれひとりとして孤立することなく、地域の一員としていつまでも暮らし続けられるよう、みんなでつながり、支え合うことが求められています。その新しいつながりづくりに取り組んでいるのが、社協です。

社協は、住民の皆様を会員として運営しています。

世帯を単位として、一世帯あたり千円の会費を納入していただいている。これは、『住民主体』で活動を進める社協の基本です。

宍粟市社協では、8月を社協の一般会費を納めていただく月としています。

皆様には大変ご負担をおかけしますが、皆様の会費が宍粟市の豊かな地域福祉をつくる大きな力となります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

こんなにちは!
社協です!!

社会福祉法人

宍粟市社会福祉協議会

■本部・一宮支部 〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀 300
TEL 72-8787 FAX 72-8788
Eメール : shakyo@shiso-wel.or.jp

■山崎支部 〒671-2576 山崎町鹿沢 65-3 TEL 62-5530 FAX 62-1083
■波賀支部 〒671-4241 波賀町安賀 232-1 TEL 75-3631 FAX 75-3650
■千種支部 〒671-3223 千種町室 1060-1 TEL 76-3390 FAX 76-3649

平成24年度 一般会費の使い道

会費は、地域福祉を進める社協を支えるための財源として、社協事務局の「運営費」および「活動費」に活用しています。



- 事務所賃借料
- 会用車維持費
- 事務機器のリース料
- コンピューター等の維持費
- 社協広報紙発行経費
- 通信運搬費
- 事務消耗品 など

※昨年度は、11,207世帯に
ご加入いただきました。